

令和 8 年 3 月 11 日

長崎県警察本部訓令第 7 号

最終改正 令和 8 年 9 月 3 日 長崎県警察本部訓令第 19 号

長崎県警察車両の管理に関する訓令

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条－第 10 条）
- 第 2 章 車両の保管取扱い（第 11 条・第 12 条）
- 第 3 章 車両の使用（第 13 条・第 14 条）
- 第 4 章 燃料の管理（第 15 条・第 16 条）
- 第 5 章 車両の点検（第 17 条－第 20 条）
- 第 6 章 車両の整備（第 21 条－第 26 条）
- 第 7 章 調査、記録等（第 27 条－第 36 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この訓令は、長崎県警察の車両の管理を適正にし、常に良好な機能を確保するため必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 車両 道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号。以下「車両法」という。）第 2 条第 2 項及び第 3 項に規定する自動車及び原動機付自転車で、専ら長崎県警察の用に供するものをいう。
- (2) 運行 人又は物品を運送するとしないとにかかわらず、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号。以下「道交法」という。）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する道路において、車両を当該装置の用い方に従い用いることをいう。
- (3) 使用 車両を運行するとしないとにかかわらず、車両を当該装置の用い方に従い用いることをいう。
- (4) 管理 車両の点検、整備、保管及び使用に関することをいう。
- (5) 車両管理システム 車両法第 62 条の継続検査（以下「車検」という。）の期日、修理状況その他の車両情報の一元管理を行うシステムをいう。

（総括車両管理責任者）

第 3 条 警察本部に、総括車両管理責任者を置き、警務部長をもって充てる。

2 総括車両管理責任者は、車両管理について、総合的な企画及び統制を行うものとする。

（副総括車両管理責任者）

第 4 条 警察本部に、副総括車両管理責任者を置き、警務部装備施設課長をもって充てる。

2 副総括車両管理責任者は、車両管理に必要な事項について、総括車両管理責任者を

補佐し、その事務を行うものとする。

（車両管理責任者）

第5条 所属に、車両管理責任者を置き、当該所属の長をもって充てる。

2 車両管理責任者は、所属に配置された車両（借上げ使用中の車両を含む。以下同じ。）を効率的に管理するとともに、車両が適正かつ効果的に運用されるように努めなければならない。

3 車両管理責任者は、車両の管理を適正に行うとともに、管理についての責任を負うものとする。

4 前3項の規定にかかわらず、車両管理責任者が退庁するときその他不在の場合におけるその職務を行うべき者については、次に定めるところによる。

（1）開庁時間帯 次条の副車両管理責任者又は警部以上の階級（相当職を含む。以下同じ。）にある職員（分駐隊等にあつては、最上位の階級にある職員）

（2）（1）以外の時間帯 警察本部当番責任者、警察署当番責任者又は宿日直責任者（副車両管理責任者）

第6条 所属に、副車両管理責任者を置き、当該所属の政策調整官、管理官、次席調査官、次席、副隊長、副校長又は副署長をもって充てる。

2 副車両管理責任者は、車両の管理に必要な事項について、車両管理責任者を補佐し、その事務を行うものとする。

（安全運転管理者等）

第7条 車両管理責任者は、道交法第74条の3に規定する安全運転管理者及び副安全運転管理者（以下「安全運転管理者等」という。）を選任しなければならない基準に該当するときは、これを選任しなければならない。

2 車両管理責任者は、安全運転管理者等を選任又は解任したときは、安全運転管理者等選任（解任）報告書により、速やかに総括車両管理責任者に報告しなければならない。

（整備管理者）

第8条 車両管理責任者は、車両法第50条に規定する整備管理者（以下「整備管理者」という。）を選任しなければならない基準に該当するときは、これを選任しなければならない。

2 車両管理責任者は、毎年4月1日現在における整備管理者について、整備管理者選任（再任・解任）報告書により、速やかに総括車両管理責任者に報告しなければならない。

（車両責任者）

第9条 車両管理責任者は、車両ごと（警ら用無線自動車等交替制勤務員が常時運行する車両にあつては、当番ごと）に車両責任者を選任しなければならない。

2 車両管理責任者は毎年4月1日現在の車両責任者について、車両責任者選任（再任・解任）報告書により、速やかに総括車両管理責任者に報告しなければならない。

3 車両責任者は、担当車両の点検及び整備その他の保全業務を行うものとする。

（車両管理システムへのアクセス権限）

第10条 車両管理責任者は、所属職員の中から適任と認める者に車両管理システムへのアクセス権限を付与しなければならない。

2 前項の規定により車両管理システムへのアクセス権限を付与された者は、所属に配置された車両に係る情報、維持費その他当該車両の維持・管理に必要な事項に変更があったときは、速やかに更新を行うものとする。

第2章 車両の保管取扱い

(火災予防及び盗難防止)

第11条 車両管理責任者は、火災予防、消火及び盗難防止のため、車庫に消火器、防火砂等を常備するとともに、扉の開閉及び施設の状態を点検する等必要な措置を講じなければならない。

(車両等の保管)

第12条 車両は、原則として当該車両の保管場所として指定された場所に完全施錠した状態で保管しなければならない。

2 車両管理責任者は、職務の都合上、指定された保管場所以外の場所で一定期間継続して保管する必要があると認めるときは、警察車両特別保管承認申請書により、あらかじめ総括車両管理責任者の承認を受けなければならない。

3 車両の鍵は、1個は常用、他は予備とする。この場合において、常用の鍵にあっては車両管理責任者が指定する方法で保管し、予備の鍵にあっては副車両管理責任者(分駐隊等にあっては、最上位の階級にある職員)が一括して保管するものとする。

第3章 車両の使用

(使用の許可)

第13条 職員は、車両を使用しようとするときは、原則として車両管理責任者の許可を受けなければならない。

(車両の借用)

第14条 車両管理責任者は、警察活動において車両の借用を受ける必要があるときは、車両借用申請書により、他の車両管理責任者に申請することができる。ただし、車両管理責任者は、急を要すると認める場合は、口頭その他の方法により申請することができる。

2 前項ただし書の場合においては、遅滞なく車両借用申請書を送付するものとする。

3 第1項の規定による申請を受けた車両管理責任者は、自所属の業務に支障がないときは、車両を貸し出すものとする。

(車両の統制)

第15条 総括車両管理責任者は、重要犯罪、大規模な警備事案等において同時に多数の車両を必要とするときは、車両を統制するものとする。

第4章 燃料の管理

(燃料費の配分)

第16条 総括車両管理責任者は、四半期ごとに燃料費の配分計画を立て、各警察署に配分するものとする。

(燃料の補給・節約)

第17条 車両管理責任者は、常に燃料の節約に努めるとともに、その使用状況を明らかにしておかなければならない。

2 運転者は、燃料を補給したときは、車両責任者に報告するとともに、その数量を車両日誌に記載しなければならない。

第5章 車両の点検

(点検の種類)

第18条 車両の点検は、日常点検、定期点検及び特別点検とする。

(日常点検)

第19条 車両を運行しようとする者は、随時、運行開始前に自動車点検基準（昭和26年運輸省令第70号）で定める基準に従い日常点検を確実に行わなければならない。

2 日常点検の結果は、車両日誌に記載するとともに、異常を認めたときは、車両管理責任者に報告して必要な整備を行わなければならない。

3 車両管理責任者は、車両を運行しようとする者が日常点検を実施するために必要な時間を確保しなければならない。

(定期点検)

第20条 車両管理責任者は、車両法第48条の規定により、定期点検を行わなければならない。

2 定期点検の結果は、車両法第49条第1項の点検整備記録簿（以下「点検整備記録簿」という。）に記載しなければならない。

(特別点検)

第21条 車両管理責任者は、車両の特別点検を行う必要があると認めるときは、車両点検整備（部品購入）申請書により、あらかじめ総括車両管理責任者に申請し、速やかに特別点検を行わなければならない。

2 車両管理責任者は、特別点検が完了したときは、点検整備完了報告書により、速やかに総括車両管理責任者に報告しなければならない。

第6章 車両の整備

(整備の種類)

第22条 車両の整備は、車検整備及び臨時整備とする。

(車検計画)

第23条 総括車両管理責任者は、四半期ごとに車検を受けるための計画を立てなければならない。

(車検整備)

第24条 車両管理責任者は、前条に規定する車検計画に基づき、車検整備を行わなければならない。

2 車検整備の結果は、点検整備記録簿に記載しなければならない。

(臨時整備)

第25条 車両管理責任者は、車両が道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）に適合するよう必要に応じ、臨時整備を行わなければならない。

- 2 車両管理責任者は、車両の臨時整備を行う必要があると認めるときは、車両点検整備（部品購入）申請書により、あらかじめ総括車両管理責任者に申請し、速やかに臨時整備を行わなければならない。ただし、その整備又は部品の購入が配当予算内で処理することができ、かつ、以後の予算執行に支障がない場合は、この限りでない。
- 3 車両管理責任者は、第2項本文に規定する場合において急を要するときは、口頭その他の方法により申請することができる。この場合においては、事後速やかに車両点検整備（部品購入）申請書を送付しなければならない。
- 4 総括車両管理責任者は、前2項の規定による申請を受けた場合で臨時整備が必要と認めるときは、整備方法を決定し、車両管理責任者に通知しなければならない。
- 5 臨時整備の結果は、点検整備記録簿及び車両修理履歴記録簿に記載しなければならない。
- 6 車両管理責任者は、臨時整備が完了したときは、点検整備完了報告書により、速やかに総括車両管理責任者に報告しなければならない。

（部品等の購入）

第26条 前条第2項の規定は、車両を維持管理する上で必要な部品等を購入する必要がある場合について準用する。

第7章 調査、記録等

（調査）

第27条 総括車両管理責任者は、2年に1回以上時期を定めて車両の管理状況及び安全運転の推進状況について調査を行い、その結果を警察本部長に報告しなければならない。

- 2 警察本部長は、前項の調査の結果、改善を要すると認めるときは、総括車両管理責任者に必要な指示を行うものとする。

（車両に係る要望）

第28条 車両管理責任者は、業務上の支障その他の弊害が生じ、又は生ずるおそれがある場合における車両の配置換え等所属に配置された車両に係る要望があるときは、車両関係要望書により、総括車両管理責任者に必要な措置を求めることができる。

- 2 総括車両管理責任者は、前項の場合において、要望を反映させることが適当と認めるときは、必要な措置を執るものとする。

（車両カード）

第29条 総括車両管理責任者は、車両ごとに車両カードを作成し、警務部装備施設課に備え付けるものとする。

- 2 総括車両管理責任者は、車両カードの記載事項に変更があったときは、その都度、必要な事項を記録して整理するものとする。

（車両修理履歴簿）

第30条 車両管理責任者は、車両ごとに車両修理履歴記録簿を備え付け、車両の整備状況を記録して整理するものとする。

（車両損傷）

第31条 車両管理責任者は、車両が損傷したときは、車両損傷報告書により、速やかに

総括車両管理責任者に報告しなければならない。

- 2 借用を受けている車両の損傷に係る前項の規定による報告及び当該車両の修理に関する手続については、当該借用を受けている所属の車両管理責任者が行うものとする。この場合において、当該所属の車両管理責任者は、車両損傷報告書に車両借用申請書の写しその他借用状況の分かる書類を添付するものとする。

(記録の送付)

第32条 車両管理責任者は、車両が他の所属に配置換えになるときは、自動車検査証、緊急自動車指定書、鍵、点検整備記録簿その他必要な書類を速やかに当該他の所属の車両管理責任者に送付しなければならない。

(車両日誌)

第33条 車両管理責任者は、車両ごとに車両日誌を備え付けなければならない。

- 2 運転者は、当該車両の運行状況等を車両日誌に記録しなければならない。
- 3 車両責任者は、月ごとに、担当車両に係る車両日誌を整理し、速やかに車両管理責任者に提出しなければならない。この場合において、借用を受けている車両については、当該車両が配置された所属の車両管理責任者に併せて報告しなければならない。

(車両管理月報)

第34条 車両管理責任者は、毎月の車両の運行状況及び燃料の使用状況について、車両管理月報により、翌月15日までに総括車両管理責任者に報告しなければならない。

(車両情報、維持費等の報告)

第35条 車両管理責任者は、毎年3月31日現在における、所属に配置された車両に係る情報、維持費その他の必要な事項について、4月15日までに総括車両管理責任者に報告しなければならない。

- 2 前項に規定するもののほか、車両管理責任者は、総括車両管理責任者から、所属に配置された車両情報、維持費その他必要な事項の報告を求められたときは、速やかに、当該事項を報告しなければならない。
- 3 車両管理システムにおいて入力することをもって前2項の規定による報告に代えるものとする。

(補則)

第36条 この訓令に定めるもののほか、車両の管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

附 則 (令和8年長崎県警察本部訓令第19号)

この訓令は、令和8年9月13日から施行する。